

## 住民が主役のまちづくりのために

# 「幌延町まちづくり基本条例」がスタートします

平成21年4月1日より、「幌延町まちづくり基本条例」が施行されます。

「まちづくり基本条例」というのは、どんなものなのでしょう。そして、この条例によって何が今までと変わるのでしょうか。今月号では、この条例についてご説明します。

### なぜ、基本条例を策定したのでしょうか

町では、自治の主役は町民であり、町民、議会、行政の三者がそれぞれの責任と役割を果たすことによって、町民主体の協働のまちづくりを進めることとしています。

そうしたまちづくりの理念を明らかにし、安全で安心して暮らせる社会の実現のための基本となる考え方を示しているのが、この基本条例です。町が進めるまちづくりは、すべてこのまちづくり基本条例に沿って行われ、まちづくりの最高規範として、他の条例や計画を策定する場合の原則となります。

### まちづくり基本条例の概要

#### 第一章 総則

ここでは、条例策定の目的と、それぞれの

用語の定義を規定しています。

例えば、この条例でいう「町民」とは、町内に住んでいる人と、住んでいる場所が町外でも仕事や学校のために幌延町に通っている人も含む、といったことを明示しています。

#### 第二章 まちづくりの基本原則

まちづくりの基本原則として、①町民、町議会及び町がそれぞれに持つまちづくりに関する情報を共有する。②町民がまちづくりに参加する機会を保障する。③町民、町議会及び町が、お互いの役割と責務に基づき、協力して協働のまちづくりをすすめる。④町議会及び町は公正な町政運営を行い、積極的に説明責任を果たす。以上の4つの柱を規定しています。

#### 第三章 情報の共有

ここでは、「町民の知る権利」「情報の提供」「個人情報の保護」「パブリックコメント」について規定しています。

町民は町政の主権者として、提出された情報を受けるだけでなく、必要な情報を自ら求めることが出来る権利を有していることを定めています。また、町が保有する情報は町民みんなの共有財産であるという認識をもち、正確で分かりやすい情報として提供すること

などが定められています。

一方で、個人の基本的な権利に関わるプライバシーに関する個人情報保護することも規定しており、町では、平成13年に「幌延町個人情報保護条例」を施行しています。

パブリックコメントは、

広く町民の生活に関わる条例や計画を作るときに、案の段階から公表し、いただいた意見などを考慮して決定するものです。

#### 第四章 参加と協働

ここで規定しているのは、「町民参加の権利と保障」「町民参加の推進」「協働の推進」「コミュニティ活動の推進」「住民投票」です。

##### ▽町民参加の権利と保障

町民は町政運営に参加する権利があり、まちづくりの重要な計画の策定、実施、評価の各段階等に参加できることを保障しています。

##### ▽町民参加の推進

町は審議会やパブリックコメントなどの参加機会の拡充を図ることを規定しています。また、町民参加について必要な事項は別に定めるとしており、4月1日施行を目指して「幌

